

令和2年11月

令和3年度  
税制改正に関する要望書

一般社団法人 全国自家用自動車協会  
会長 藤野 公孝

# 令和3年度税制改正についてのお願い

コロナ禍の厳しい状況にあって、自家用自動車に係る過重な税負担を軽減していただきたく、以下のとおり要望いたしますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

## 要 望 事 項

### 1 自家用自動車に対する車体課税の軽減

自動車保有車両数を業態別（自家用・営業用）で比較すると、自家用自動車は全車両数（二輪を除く。）の約97%を占めており、用途を貨物に限定した場合でも約90%を占めている。

これを貨物輸送量で比較すると、自家用自動車の占める割合は約30%と営業用自動車に比べて規模は小さいものの、自家用自動車も国民の生活に密着した輸送を担っており、国内産業の発展に寄与していると言える。

また、個人ユーザーが保有する自家用自動車は、今では様々な用途で利用されており、日々の生活に不可欠な存在となっている。一方で、社会的傾向として若者の車離れが進んでおり、その理由の一つに過重な税負担が挙げられている。

これらの実態を踏まえれば、自家用自動車に対し、営業用自動車と比べて自動車重量税で約1.6倍から2.3倍、自動車税で約1.2倍から3.8倍もの税が課せられているのは極めて公平性と合理性を欠いていると言わざるを得ない。

米国やEU主要国の課税制度において、「自家用」「営業用」という業態に区分して税額に格差を設けている事例は見当たらないことからしても、業態による区分を撤廃し、現行の営業用自動車の税負担と同等になるように自家用自動車に対する税負担を軽減していただきたい。

### 2 自動車保険料（共済掛金）の所得控除の取扱い

自家用自動車は、今や生活必需品であり、公共交通機関の利用が困難な地域においては、日々の生活になくってはならない存在となっており、その所有に際しては、交通事故で生じる損害に備えるために自動車保険（共済）に加入しているが、これは生命保険（共済）や地震保険（共済）に加入して経済的損失に備えていることと加入の目的は何ら変わりがなく、自家用自動車の所有者が負担する自賠責保険（共済）及び任意保険（共済）の保険料（掛金）についても、生命保険（共済）や地震保険（共済）と同様に、その全額を所得控除の対象としていただきたい。